

# 【用語解説】

---

犬の登録	狂犬病予防法に基づき、生後91日齢以上の犬を飼育している所有者に義務づけられている市町村への登録をいう。 登録はその犬が活着している限り生涯有効で、犬の死亡、所有者の変更、住所の変更の際には市町村への届出が必要となる。
鑑札	犬の登録の際に交付されるプレートで、登録を受けた犬への装着義務がある。
狂犬病	犬や人をはじめとする全ての哺乳類に感染するウィルス性感染症で、主に感染動物に咬まれることで罹患し、発症するとほぼ100%死亡する。 日本国内では昭和32年を最後に発生はないが、世界各国では今日でも発生が報告され、年間5万人程度が死亡している。
狂犬病予防注射	狂犬病予防法に基づき、狂犬病の予防・まん延を防止する目的で、飼育犬に年1回の接種義務がある予防注射をいう。
狂犬病予防法	狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、これを撲滅することにより、公衆衛生向上及び公共の福祉の増進を図ることを目的とした法律をいう。
共働	複数の組織や団体が、目標や目的を共有して、共通の課題解決のために力を合わせて活動することをいう。 福岡市では、特に「対等な立場で、ともに汗して働くこと」から、「協働」ではなく「共働」という。
こ犬の飼い主さがし	動物愛護精神の普及啓発と捨て犬防止の一環として、動物管理センターにおいて、子犬の譲り渡し希望者と譲り受け希望者に場所を提供して、譲渡を成立させる事業をいう。
混合ワクチン	ワクチンとは感染症を予防する目的で接種する医薬品で、毒性を無くすか又は弱めた病原体から作られ、それを注入することで体内に抗体を作り、以後感染症にかかりにくくするもので、さらに複数の病原体に対するワクチンを混ぜたものを混合ワクチンという。
産業動物	畜主の経済行為として飼育される動物の総称で、牛、豚、馬、羊、山羊、鶏等をいう。
実験動物	医療技術、薬品、化粧品や食品添加物の他にあらゆる物質の安全性や有効性、操作の危険性を研究するために育成、繁殖、生産される動物で、マウス、ラット、モルモット、ハムスター、ウサギ等をいう。
獣医師	獣医学系大学を卒業した後、獣医師国家試験に合格し、獣医師免許を取得した者をいい、動物診療や保健衛生指導等を通して「動物の保健衛生」、「畜産業の発展」、「公衆衛生の向上」に寄与することが使命とされている。 主に、動物診療を行う臨床獣医師と公務員や民間企業の社員として勤務する獣医師とに分類される。 福岡市では、主に、狂犬病予防、動物の適正な飼育及び保管、動物取扱業の登録及び特定動物飼養許可に関することを業務として行うため、福岡市動物管理センターに職員として複数名配置されている。
終生飼育	動物の寿命が尽きるまで、適正に飼育することをいう。

---

地域ねこ活動	住民の理解を得た上で、ボランティアグループなどが、屋外で生活する飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施し、トイレやエサやりの時間などを決めて世話をするなど、一定のルールに従い、猫を一代限りで飼育する活動をいう。
畜産経営農家	家畜の繁殖、育成、肥育、乳や卵など畜産物の生産を目的とした事業を営む農家をいう。
注射済票	狂犬病予防注射を受けた犬の所有者に交付されるプレートで、狂犬病予防注射を受けた犬への装着義務がある。
動物愛護業務員	福岡市で、主に、動物の適正な飼育及び保管、放浪犬の捕獲、犬及び猫の回収・引取りや収容した犬及び猫の管理・処分に関する業務を行うため、福岡市動物管理センターに複数名配置されている職員をいう。
動物愛護週間行事	動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、国民の間に命あるものである動物の愛護と適正な飼育についての関心と理解を深めることを目的として9月20日から9月26日までの期間に設けられた動物愛護週間に国や地方公共団体が行う、その趣旨にふさわしい行事をいう。 福岡市ではこの期間に、適正飼育に関するパネル展示や犬猫の慰霊祭を行っている。
動物愛護推進員	動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、動物の愛護の推進に熱意と豊富な見識を有する者の中から、地域における犬猫等の動物の愛護の推進を図るため都道府県知事や政令指定都市の長が委嘱する者をいう。
動物愛護団体	飼育動物の虐待や遺棄の防止や適正な飼育・取扱いの普及啓発を推進するための団体で、日本動物愛護協会、日本動物福祉協会、日本愛玩動物協会などのように公益団体となっているものの他に組織的に大小様々な任意団体あるいはNPO法人が各地にある。
動物愛護フェスティバル	福岡市では、広く市民に対し動物の愛護と適正な飼育について関心と理解を深めていただくため、有限責任中間法人福岡市獣医師会や各動物愛護団体等と連携した形で、催事用テントを設営しステージイベントの他多彩な催しを行っている。
動物取扱責任者	動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、動物取扱業の登録を申請する際に、その事業所において動物取扱業務を適正に実施するための重要な役割を担う目的で、事業所ごとに常勤かつ専属の職員の中から選任される者をいう。
動物取扱責任者研修会	動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、動物取扱業者が選任した動物取扱責任者に1年に1回以上受けさせなければならない、都道府県・政令指定都市・中核市が開催する研修会をいう。
動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針	動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、平成18年10月に国が動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進する目的で、「動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する基本的な方向」、「動物愛護管理推進計画の策定に関する基本的な事項」や「その他動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する重要事項」について定めた基本的指針をいう。



## 【用語解説】

動物の愛護及び管理に関する法律	動物の虐待の防止、動物の適正な取扱いなど動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とした法律をいう。
動物の殺処分方法に関する指針	動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、動物を殺処分しなければならない場合に、殺処分動物の生理、生態、習性等を理解し、生命の尊厳性を尊重することを理念として、その動物に苦痛を与えない方法によるよう努めることを目的として定められた殺処分方法の指針をいう。
福岡県動物愛護推進計画	動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、平成20年3月に福岡県が、動物の愛護及び管理に関する施策を計画的かつ総合的に推進すること等を目的として策定した計画をいう。
福岡市新・基本計画	社会経済情勢が大きく変化する中で、2015年を目標とするまちづくりの方向性を示すため平成15年3月に策定された福岡市の基本計画をいう。
福岡市動物管理センター	狂犬病予防、動物の適正な飼育及び保管、動物取扱業の登録及び特定動物飼養許可、放浪犬の捕獲、犬及び猫の回収・引取りや収容した犬及び猫の管理・処分等に関することを業務として行う福岡市の行政施設をいい、東西2ヶ所のセンターが所在する。 ■東部動物管理センター(担当区:東,博多,中央区) 福岡市東区蒲田5丁目10番1号 ■西部動物管理センター(担当区:南,城南,早良,西区) 福岡市西区内浜1丁目4番22号
福岡市動物の愛護及び管理に関する条例	市、市民、飼い主、動物取扱業者の責務を明らかにし、動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、市民の動物に対する愛護の精神の高揚を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止し、もって人と動物との調和のとれた共生社会の実現に資することを目的とした福岡市の条例をいう。
福岡市動物の愛護と管理推進協議会	「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を目的とした効果的な施策等の検討を行うため設置された協議会で、学識経験者、動物愛護に関する法人、動物愛護団体や行政関係者で構成される。
福岡市2011グランドデザイン	市民ニーズの変化や厳しい財政状況など福岡市政が迎えている転換期に的確に対応していくため、平成20年度から平成23年度の4年間における、政策推進の基本方針である「政策推進プラン」、行政改革の基本方針である「行政改革プラン」、財政運営の指針である「財政運営プラン」が一体となった市政運営の基本方針をいう。
福岡市ねこの共生ガイドライン	飼い猫の正しい飼い方や飼い主責任などを明確にするとともに、飼い主のいない猫について「地域ねこ活動」の考え方を導入し、猫の適正飼育や動物愛護への理解を普及促進することで、人と猫との調和のとれた共生社会を実現することを目的として、平成19年4月に福岡市が策定したガイドラインをいう。
不妊去勢手術	雄雌の生殖に必要な部位(雄:精巣,雌:卵巣・子宮)を切除し、生殖不能な状態とする手術をいう。

---

マイクロチップ	直径2mm,長さ8～12mmの円筒形で中にICチップが入っており,動物の体内に埋め込むものをいう。 ICチップに組み込まれた番号を登録データと照合することで速やかに飼い主が判明し,迷子や事故,盗難防止に有効である。
マイクロチップリーダー	マイクロチップに組み込まれた番号を読み取るための機械で,ハンディータイプやゲート式タイプ等がある。
モデル犬猫	福岡市において,ふれあい教室などで模範的な位置付けで参加者に供用するために,動物管理センターで飼育管理している犬猫をいう。
有限責任中間法人 福岡市獣医師会	地方獣医師会の一つで,昭和46年に福岡市内で開業する獣医師の有志により設立され,平成20年9月に有限責任中間法人となった獣医師会をいう。 “いのちの尊重,すこやかな心の育成,人と動物のきずな”をスローガンに掲げ,獣医学術の普及,獣医師の資質能力の向上及び飼育動物に関する保健衛生と公衆衛生の向上に寄与することを目的に狂犬病予防事業,学校飼育動物事業,長寿犬猫表彰事業,学校飼育動物スケッチコンクール事業,休日当番医制度事業,所有者不明傷病動物事業等を行っている。

---



## 福岡市動物愛護管理推進実施計画

平成21年4月

### 福岡市保健福祉局生活衛生部生活衛生課

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1

TEL092-711-4273 FAX092-733-5588

福岡市ホームページ <http://www.city.fukuoka.lg.jp/>

(生活情報の「衛生・動物愛護」をクリック)

福岡市動物管理センターホームページ「わんにゃんよかネット」

<http://wanyan.city.fukuoka.lg.jp/>